看護師の皆さんが安心して派遣で働くために

『令和5年度（令和6年申告）
派遣看護師の年末調整・確定申告』

2024年 2月 5日

日本派遣看護師協会

目次

1　確定申告・年末調整とは？

2　年末調整の流れ

3　派遣で働く場合でも確定申告が必要な場合はあるの？

4　確定申告のスケジュール

5　確定申告の流れ

6　2024年に提出する確定申告書類の変更点①

7　2024年に提出する確定申告書類の変更点②

8　2024年に提出する確定申告書類の変更点③

9　2024年に提出する確定申告書類の変更点④

１０　2024年に提出する確定申告書類の変更点⑤

１．確定申告・年末調整とは？

年末調整は、1年間の納税額を確定させる重要な業務です。派遣社員の皆さまも一部必要な場合があるので詳しく解説していきたいと思います。
特に、令和5年度（2023年）の年末調整は、一部変更があるため正しく理解しておきましょう。
ここでは、最新版の年末調整の手続きと提出資料について解説します。

確定申告とは？

確定申告とは、**1月1日から12月31日の1年間の所得を翌年2月16日から3月15日までの間に税務署に申告**し、所得税の納税額を確定・納めるまでの一連の手続きを指します。
源泉徴収や予定納税などが実際に納めなければいけない納税額より多ければ還付を受けられ、課税対象の収入があれば、それに応じた所得税を納税します。
主に個人事業主やフリーランスを含む自営業の人など、給与所得以外の所得がある場合は個人で確定申告をしなければなりません。なお、個人事業主などが得る雑所得や事業所得とは、収入から必要経費を差し引いた金額のことです。

年末調整とは？

会社員やアルバイト・パートなどの給与所得者は「源泉徴収」というかたちで、毎月の給与やボーナスから所得税が天引きされ、**会社が従業員に代わって申告・納税**をします。
しかし、この段階での所得税額は概算のため、どうしても過不足が出てきてしまいます。毎月概算で徴収した所得税額と、算出された正しい所得税額を照らし合わせ、過不足分を従業員に還付または追加徴収する手続きのことを年末調整といいます。

2．年末調整の流れ

毎月の給与から控除されている所得税と年末調整後の所得税に差額がでるのはなぜでしょうか。
ここではその仕組みを簡単に解説していきます。

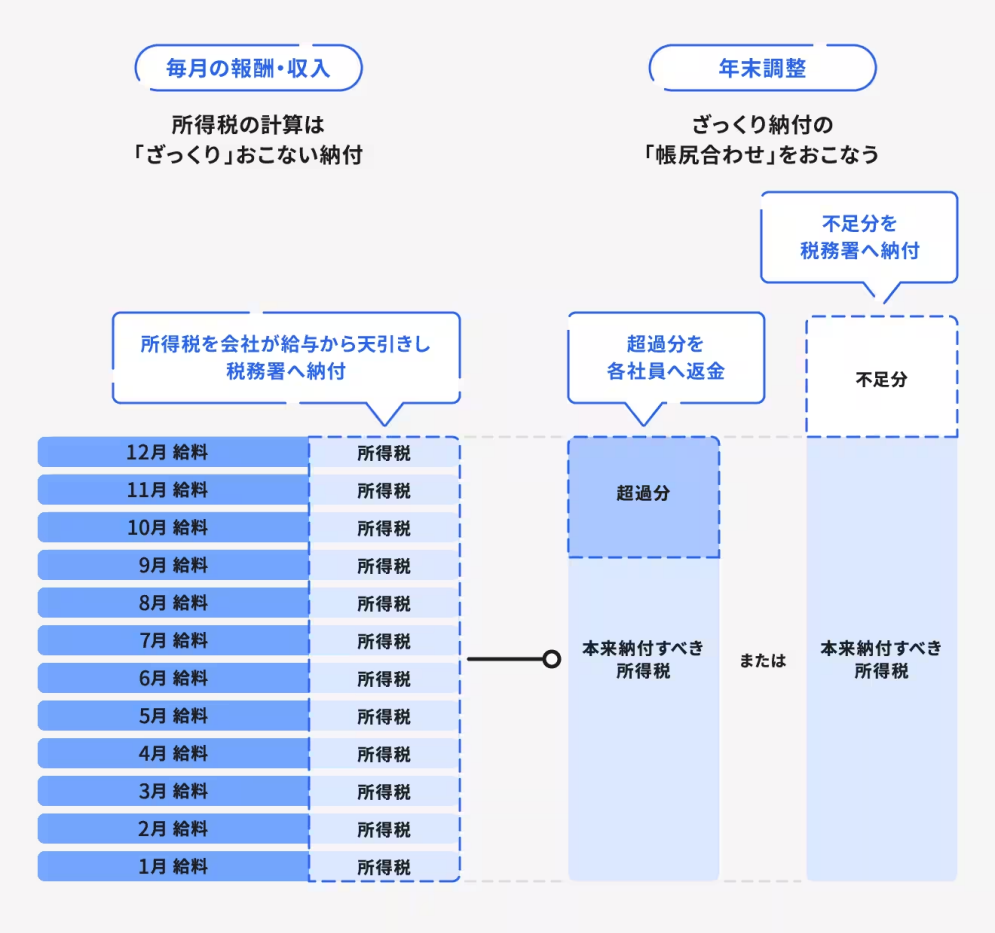

毎月の給与から
控除される所得税は
概算で計算された
所得をもとに課税さ
れているから、年末
調整で最終的な所得
税額がきまるのね。

３．派遣で働く場合でも確定申告が必要な場合はあるの？

派遣で働く場合、基本的には派遣会社が年末調整（2頁参照）を行ってくれるので、自分で確定申告をする必要はありません。
しかし、以下のケースの場合は派遣で働く場合でも確定申告が必要になるため注意が必要です。

派遣社員でも確定申告が必要な3つのケース

①年末調整時に派遣会社との雇用関係がない
年末調整が行われる12月時点で派遣元と雇用関係がない場合は、年末調整ができません。自分で確定申告を行いましょう。また12月時点で雇用契約があったとしても、雇用契約のタイミングによっては年末調整の対象から外れてしまうこともあります。派遣会社ごとに規定があるため、事前に確認しておきましょう。

②副業などでの収入が20万円を超える
副業なやアルバイトなどでの収入が20万円を超える場合は確定申告の必要があります。尚、配当所得や不動産所得などの収入が20万円を超える場合も同様です。

③医療費控除や住宅ローンがある
医療費控除や最初の年の住宅ローン控除は年末調整で申請できませんので確定申告が必要です。ただし、2年目以降の住宅ローン控除は年末調整が可能です。

派遣元との雇用契約内容は常に確認しておきましょう。また副業をされている方も要注意ですね！

３．確定申告のスケジュール

確定申告は所得税法により「翌年の2月16日から3月15日までの間に確定申告すること」が定められています。尚、3月15日が土日祝日の場合は次の平日にまで期日が延長されます。したがって、2023年度分の確定申告は下記日程となります。尚、確定申告の計算をした結果、還付金が出る場合は、「法定申告期限から5年間」は申告できます。

2023年度分の確定申告期間：**2024年（令和6年）2月16日（金）から2024年3月15日（金）**

確定申告の事前準備

①源泉徴収票

給与所得のあるすべての会社の源泉徴収票を準備しましょう。派遣だけでなく副業やアルバイトで20万円を超える場合も同様に源泉徴収票が必要です。ない場合には勤務先に発行の依頼をしますが、倒産などの事情により源泉徴収票の発行が難しい場合は給与明細などを計算して確定申告書を作り、「源泉徴収票不交付の届出書」という書面を提出してください。

②マイナンバーカードのコピー

マイナンバーカードのコピーだけでなく、マイナンバーカードの番号確認書類と本人確認書類のコピーでもOK。扶養している親族がいれば、そのマイナンバーも必要です。

③控除に関する必要書類

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、医療費の明細書、保険料控除に関する証明書など

引用元：国税庁『所得税の確定申告』

５．確定申告の流れ

国税庁HPに確定申告のページがありますので、詳細を調べる場合は国税庁の公式サイトで確認しましょう。

確定申告の流れ

①確定申告書の作成
国税庁ホームページで公開されている「確定申告書等作成コーナー」を利用するのが便利です。こちらではスマートフォン、タブレット、パソコンなどで作成できます。
尚、確定申告会場ではスマホを利用した確定申告の指導を受けることができますが、「入場整理券」が必要です。
相談はチャットボットや電話でも可能ですので、うまく活用しましょう。

②確定申告書を税務署に提出する
作成した申告書等は、次のいずれかの方法で送付します。
（1）e-Taxで申告する
（2）税務署に郵送する
（3）税務署に持参する

引用元：国税庁『所得税の確定申告』

6．2024年に提出する確定申告書類の変更点①

「確定申告書等の様式・手引き等令和５年分の所得税等の確定申告書」が公開されました。
基本的には、そこまで大きな変更はなく、一部の人に該当する内容ですので、過度に不安になる必要はないと言えます。しかし、最新の書式に対応することは必要です。

確定申告書類の変更点

①確定申告書 第二表｜親族欄の書き方の変更

親族欄の書き方が少し変更されました。
配偶や親族が、障害者・国外居住などに該当する場合は、「配偶者や親族に関する事項（⑳～㉓）」欄 の右の、該当する欄に〇を記入します。

○ 配偶者や親族に関する事項（⑳～㉓）

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者		国外居住		住民税		その他
		配偶者	明・大 昭・平 ・ ・	障	特障	国外	年調	向一	別居	調整
			明・大 昭・平・令 ・ ・	障	特障		年調	16	別居	調整
			明・大 昭・平・令 ・ ・	障	特障		年調	16	別居	調整
			明・大 昭・平・令 ・ ・	障	特障		年調	16	別居	調整
			明・大 昭・平・令 ・ ・	障	特障		年調	16	別居	調整

②確定申告書 第二表｜特定株式の収入に関する「申告不要制度」の記入欄が削除

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
					特別徴収	自分で納付				
	円	円	円	円			円	円	円	円

これまでは、特定株式の収入に関する「申告不要制度」の記入欄がありました。
しかし、上の画像のように、令和4年度の税制改正の影響により、令和5年分の所得税の確定申告から削除されています。

引用元：国税庁『所得税の確定申告』

7．2024年に提出する確定申告書類の変更点②

確定申告書類の変更点

③青色申告決算書・収支内訳書｜インボイス制度に対応した用紙に
2024年提出の確定申告書類は、青色申告決算書（青色申告）・収支内訳書（白色申告）Iが、インボイス制度に対応した様式へ変更となりました。

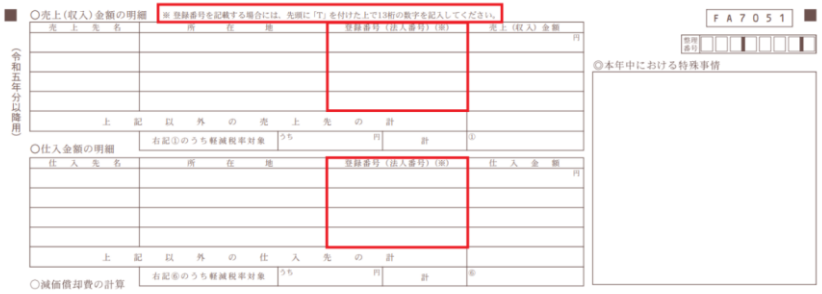

④納税地の異動又は変更がある場合の手続きが原則不要に
令和4年度の税制改正では、納税義務者が納税地を移動または変更した場合の手続きが見直されました。
これにより、令和5年1月1日以降、所得税や消費税の納税地を移動または変更する際の届出書の提出が不要になりました。国税当局は、提出された確定申告書などの情報から納税地を把握できるようになります。

⑤申告書等用紙の送付が取りやめ、納付書の送付も見直しに
令和5年4月以降、行政コストの削減のため「申告書等用紙」の送付は行われなくなりました。

引用元：国税庁『所得税の確定申告』

8．2024年に提出する確定申告書類の変更点③

確定申告書類の変更点

⑥確定申告書等作成コーナー｜マイナポータル連携の拡大
2024年提出の確定申告から、給与所得の源泉徴収票・国民年金基金掛金・iDeCo・小規模企業共済掛金がマイナポータル連携の対象となりました。

令和６年１月以降の対象はこちら！

収入関係	控除関係
NEW 給与所得の源泉徴収票	医療費・ふるさと納税
公的年金等の源泉徴収票	生命保険・地震保険
株式の特定口座	社会保険（国民年金保険料、国民年金基金掛金）NEW
	NEW iDeCo・小規模企業共済掛金 NEW
	住宅ローン控除関係

⑦インボイス発行事業者の消費税の申告書に対応
こちらも確定申告書等作成コーナーのアップデート情報です。
消費税を納税する方に向けて、消費税納税額を売上税額の2割に軽減するいわゆる「2割特例（※）」の申告書も作成できるようになります。

引用元：国税庁『所得税の確定申告』

9．2024年に提出する確定申告書類の変更点④

確定申告書類の変更点

⑧申告書第四表｜特定非常災害の被災者の方用の付表

令和5年4月1日以降に発生した特定非常災害の被災者の方で損失申告をする場合は、申告書第四表（損失申告用）付表を使用するようになりました。

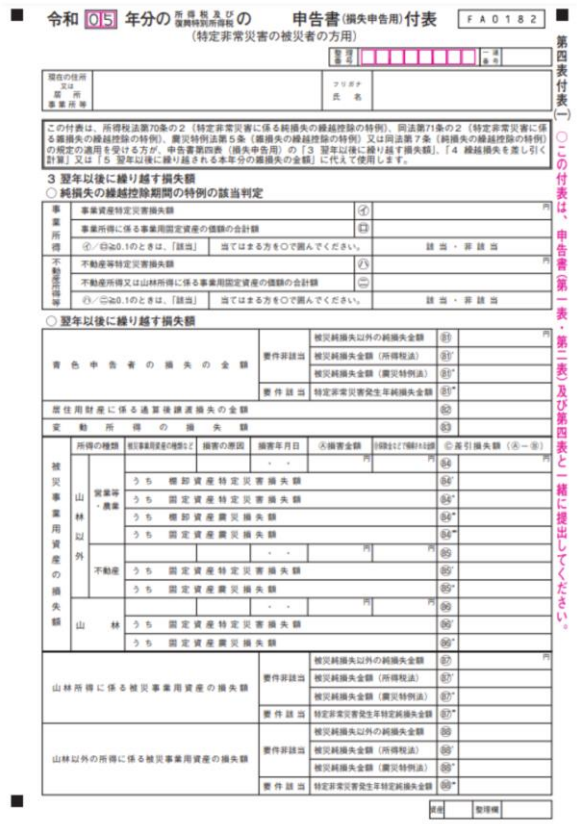
令和 05 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書（損失申告用）付表 FA0182
（特定非常災害の被災者の方用）

3 翌年以後に繰り越す損失額
○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定

○ 翌年以後に繰り越す損失額

第四表付表（一）○この付表は、申告書（第一表・第二表）及び第四表と一緒に提出してください。

【背景】

令和5年度の税制改正では、特定非常災害に関連する損失（純損失および雑損失）の繰越控除期間が、従来の3年間から5年間に延長されました。この改正は、令和5年4月1日以降に発生する特定非常災害に適用されます。

なお特定非常災害とは、政府によって指定された非常災害のことで、過去には阪神・淡路大震災や東日本大震災などが該当しています。

純損失とは、不動産所得、事業所得、譲渡所得、山林所得から生じた損失のことで、これらの損失は翌年から3年間繰り越して控除できます。雑損失も同様に、控除しきれない部分を翌年から3年間繰り越して控除可能です。

改正により、特定非常災害による損失については、繰越控除期間が3年から5年へと延長されます。この延長される繰越控除の適用は、損失の程度や青色申告の有無によって異なります。

引用元：国税庁『所得税の確定申告』

１０．2024年に提出する確定申告書類の変更点⑤

確定申告書類の変更点

⑨（高所得者向け）財産債務調書制度と国外財産調書制度の改正
令和4年度の税制改正により、財産債務調書・国外財産調書の提出期限が改正前は翌年の3月15日でしたが、改正後は翌年の6月30日に変更されました。

◆財産債務調書◆

【改正前】
所得税の確定申告が必要な方、または一定の所得税還付申告が可能な方で、以下の条件を満たす場合に提出義務がありました。
年間の退職所得を除く各種所得金額の合計が2,000万円を超えること。
その年の12月31日時点で合計価額が3億円以上の財産、または合計価額が1億円以上の有価証券等を所有すること。

【改正後】
改正前と同様に加えて、12月31日時点で合計価額が10億円以上の財産を所有する居住者も提出義務があります。

引用元：国税庁『所得税の確定申告』